

吹田市開発事業に係る保育所等の設置又は整備に関する要領制定の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和7年(2025年)12月5日(金曜日)～令和8年(2026年)1月9日(金曜日)

2 提出意見数 7件(6通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

| No | 提出意見 | 市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 我が子は保育園の待機児童です。このような規則を決めていただけたら、入っていたかもしれません。早急に保育園を作ってください。 | <p>大規模な住宅開発では、子育て世帯の流入による保育施設利用申込者の増加が予想されます。これに伴い保育提供量の不足が見込まれる場合は、当該敷地内での施設整備を検討してまいります。</p> <p>なお、待機児童対策としての保育提供量の確保方策については、「吹田市こども計画(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況を推計のうえ、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。</p> |
| 2 | 我が子は保育園の待機児童です。今までなかったのが不思議です。早急に決定して、厳格化してください。 | |
| 3 | 開発業者は利益のことしか考えませんので、この要領を定めることは必要不可欠です。保育園に子供が入れずにいると、親は働きません。どこも人手不足なのは、そのせいです。本当に日本の未来のことを考えるのであれば、民間も身を切って保育園を作るべき。 | |
| 4 | 人口の横ばいがある状況で大規模開発されると一気に子供が増える現状があります。子育てする中で、できるだけ近接する場所で集団生活させ、小学校に上がる時に友達関係を維持して育てたいのですが、近隣の保育所に入れられない現実があります。大規模開発のときには、是非保育所を整備してほしいと思うのでこのような取組に賛成です。 | |
| 5 | 用地確保が困難なため、大賛成です。 | |

| | | |
|---|--|--|
| 6 | 強い罰則も必要です。 | 保育所等の用地確保に関する協議が整わない場合、事業者は開発事業に着手できません。 |
| 7 | <p>施設整備を計画する際、空いている土地がある、新たな集合住宅が建設されるというだけを理由として既存の保育施設の隣地や保育ニーズがあまりない地域に新規施設整備を行うことは、結果として本当に必要な地域での需要に対応できないばかりか、既存の施設の保育士、保育教諭の職員不足を加速させる可能性があります、運営に支障をきたす可能性が高いと思われますので、適切な場所での整備計画を求めます。また、一軒家や分譲マンションでは住民の入れ替わりは少なく、一時子供が増えたとしてもその後は子どもの数は減っていくことかと思えます。</p> | <p>保育提供量の確保方策については、「吹田市こども計画（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況を推計のうえ、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。</p> <p>大規模な住宅開発に対する本制度の適用に際し、当該区域全体の保育ニーズの推計値、開発予定地の地理的条件、既存施設の立地状況などの要素を踏まえて判断してまいります。</p> |